

## 令和6年度第1回 横須賀市個人情報保護運営審議会

日 時 令和6年12月9日(月) 14:00～14:46  
場 所 横須賀市役所本館3号館3階 301会議室  
出席委員 今村委員長、大澤委員長職務代理者、菊池委員、小林委員、篠原委員、  
餅田委員  
事 務 局 総務部総務課 中村課長、小泉主査、原主任  
傍 聴 者 なし

### 1 開 会

### 2 議 題

#### (1)報告 令和5年度個人情報保護制度の運用状況について（総務部総務課）

事務局から、資料1及び資料2に基づき、令和5年度の個人情報保護制度の運用状況について報告を行った。

#### ① 資料1:令和5年度個人情報保護制度の運用状況について

##### （委員）

1ページの「2 保有個人情報の開示等請求一覧」で、例えば No.2、3、4は、請求内容・担当課・決定日がいずれも同じで、決定内容が開示・一部開示・不開示と分かれている。

これは、一度の請求に複数の文書が含まれていて、文書ごとに開示の判断が分かれたものとの理解で間違いないか。

##### （事務局）

そのとおり。

（委員）

3ページのNo.31「会計年度任用職員採用試験の点数・順位等」とある。旧条例時代は、職員採用試験の結果については簡易開示の対象だったと記憶している。法が直接適用されるようになって以降も従前と同じ運用か。また、職員採用試験の結果の開示に関する内規はあるのか。

（事務局）

個人情報保護法が改正され、旧条例が廃止となり、旧条例に基づく制度としての簡易開示制度はなくなったが、法69条2項1号の「本人に提供するとき」を根拠として、従前の簡易開示制度と同様に運用している。具体的には人事課が定めた内規に即して運用している。

（委員）

1ページの「1 制度の利用状況」で、令和5年度中に利用停止請求が1件あったとの記載があるが、これは具体的にはどういった事案か。

（事務局）

税務部の事案で、本人が知らせたはずのない携帯電話番号を市が保有していると主張する方から利用停止請求があったもので、調査の結果、正規の手続を経た上で市が当該携帯電話番号を取得・保有するに至った経緯が判明したため、不停止となったものである。

（委員）

3ページのNo.32「横須賀美術館運営評価委員会市民委員に選ばれなかった理由」とある。これは、点数化された客観的な基準で不合格としたものなのか、そうではないのか。

（事務局）

この選考は小論文と面接で行われており、それぞれ予め設定した評価基準に照らし点数化して合格・不合格を判断したものである。

## ② 資料2:令和5年度個人情報漏えい事故一覧

(委員)

4ページの No.19と No.24 は、複数先に電子メールを同報送信する際に、Bccを使わず To で送ってしまった事故とのことで、原因として「複数人で確認しなかった」ことを挙げているが、複数先に電子メールを同報送信する際の複数の職員による送信前チェックは必須とされているのか。

(事務局)

必須とまでは言えないかもしれないが、Bccを使うべきところTo で送ってしまう事故に有効な対策として、庁内で広く行われているものではある。

(委員)

全ての事故について、所管課からは、原因だけでなく再発防止策も併せて報告されているという理解で合っているか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

もし、No.19と No.24 の再発防止策として「複数の職員による送信前チェック」を所管課が報告してきているのであれば、庁内で広く行われていても再発防止につながっていない対策ということになるので、別の実効性ある対策を検討するべきである。

(委員)

Bccを使うべきところTo で送ってしまう事故は、意外と若い人がしてしまうことが多い。それは、若い人は普段 SNS を使うことが多く電子メールを使う機会が少ないため、Bcc とTo の使い分けに慣れていないからである。この解決策としては、若年層への教育の徹

底しかないと考える。

（委員）

No.19と No.24 で、漏えいした個人情報について、回収の有無が「有」となっているが、これはどのように理解すればよいか。

（事務局）

漏えいしたのが電子データなので、例えば紙の場合のように物理的な意味で回収したわけではないが、両事案とも漏えい先は全て特定できており、全ての漏えい先に誤送信したメールを廃棄するよう依頼できたことをもって、「回収有」と判断している。

（委員）

電子メールの誤送信を防ぐために、送信前に宛先をダブルチェックするのが現実的には難しいことは理解できるが、郵送などの誤送付を防ぐために内容物と封筒の宛名を複数人でダブルチェックすることは有効な方法だと思うので、徹底されたい。

（委員）

電子メールは、常勤職員だけでなく非常勤職員も業務において日常的に使用していると思う。基本的なマニュアルは整備しておくと思う。

（委員）

No.23「住民票の写しの誤交付」について、漏えいした個人情報の回収有無が「無」となっているが、これはこういった経緯の事案か。

（事務局）

これは、本人の兄に当たる人物が確約書を持参して住民票の写しの請求をしたため、窓口担当者が本人請求扱いで交付してしまったが、本来は第三者請求に該当し、この人物に交付してはならないケースだったため、事情を説明し謝罪した上で交付した住民票の写し

の返却を求めたところ、説明に納得せず返却を拒絶したという事案である。

（委員）

No.20「市立小学校におけるテストの誤配付」について、本来、テストは児童に配付を任せてはならないものと認識しているが、学校現場で徹底されているのか。

（事務局）

そのように承知している。

（委員）

個人情報があれば、常に漏えいリスクが付きまとうというのは、大抵の人に共通する認識だと思う。大切なのは、漏えい自体は決して褒められたことではないけれども、事故を起こしたら必ず報告し、決して隠ぺいしたりすることがないようにすることである。

我々審議会メンバーも、報告のあった漏えい事故に対して、前向きな再発防止策を提案できるとよいと考える。

某大学では、毎月、コンプライアンス委員会を開催し、各部門から発生事案の報告を受けている。決して件数が減るものではないが、毎月報告が上がってくるということを前向きに捉えている。

隠したりする組織体質になるのが最悪の事態であり、そうした観点からすれば、きちんと事故報告が上がってくるということは、肯定的に捉えていいのではないか。

（委員）

私も同様に考えており、漏えい事故一覧を見ると、被害者数1人というものが多数見られることからすれば、各部局からきちんと事故報告は上がってきており、制度が確実に運用されていると推測できると思う。

（委員）

No.31「市立小学校における入学関係書類の誤廃棄(紛失)」について、回収有無が

「無」となっている。誤廃棄後も当該書類が必要となる場面があるかと思うが、当該学校は本人に書類の再提出を求めたのか。それとも、再提出は求めず、他の資料等で代用するなどしたのか。

（事務局）

事故報告書によると、当該学校の学校長が保護者に面会し、経緯説明及び謝罪を行った上で、入学関係書類を再提出してもらった、となっている。

（委員）

個人情報保護法が改正され、本審議会の位置付けが変化したことは理解している。

ただ、開示請求の状況や漏えい事故の発生状況を1年分まとめた報告資料を1年後に見せられても、事実関係について詳細を確認する質問ができるくらいで、建設的な改善提案を出しづらい。

例えば、個人情報漏えい事故であれば、事故を起こした所管部局から再発防止策の報告があるはずなので、それを資料中に記載してもらえれば、その再発防止策が妥当なものなのか検討したり、より有効な対策を提案できるなど、本審議会の協議を充実することができるのではないか。

（事務局）

資料1、2は、以前から本審議会で使用してきている様式を特に変えず、そのまま今回の審議会でも使用しているものだが、委員ご指摘のとおり、個人情報保護法の改正により、本審議会の位置付けが変わったのに対応し、年度報告の資料を委員の皆さまに協議していただきやすい形に見直すべきだと考える。

委員ご提案のあった、個人情報漏えい事故一覧に、事故を起こした部局がとった再発防止策を記載する件については、各部局からの事故報告書中に再発防止策の項目が元々あり、それを転記する形で十分対応可能である。次回の審議会からそのような形で様式を改めたい。

### 3 その他

#### <次回審議会について>

早ければ、令和7年4月頃に開催する可能性がある。

これは、税システムの標準化に係る特定個人情報保護評価書の点検について、ご審議いただくためである。

ただし、システムの開発スケジュールが流動的とのことであり、次回審議会の開催時期が令和7年4月で確定的であるという意味ではない。

### 4 閉 会

以上で本日の議事を終了したので、委員長は14時46分に会議の閉会を宣した。